

第3回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月17日午前8時50分～午前10時53分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	2/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨 1 金額審議 【審議経過】 使用者代表委員からは、優位性について、最終的には特定（産業別）最低賃金と県最低賃金は一緒になると考えるが、それはすぐということではなく、ある程度の優位性は維持し、その差をどうするかという議論になるなどの主張がなされた。 労働者代表委員からは、県最低賃金が1,000円になれば、特定（産業別）最低賃金の必要性はどうかかわからないが、現状では県最低賃金より優位性を持たせて優秀な人材を確保するため、賃金で15万円、手取りで10万円以上を確保したいなどの主張がなされた。 部会長の審議の進め方についての提案により、公益側と使用者側、公益側と労働者側の個別協議を行い、その後、全体会議を再開した。 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りにより合意に至った。 【結審】 労使の意見の一致に至ったので、次の一致案をもって採決を行った。 「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額886円を39円引き上げ925円（引上げ率4.40%）とする。発効日は、法定発効とする。」 採決の結果、賛成7人、反対0人により全会一致で議決された。			
2 その他 特になし。			